

1999. 3. 19 改正
2000. 5. 19 改正
2002. 3. 15 改正
2004. 3. 17 改正
2005. 3. 18 改正
2011. 3. 23 改正
2014. 3. 27 改正
2019. 3. 8 改正

広州日本商工会会費規約

広州日本商工会会則第二十五条に規定する年会費は、下記の通りである。

1. 法人会費 1800元 (単位：人民元)
但し登録会員数が2名以上の場合は以下の通りとする。

登録会員数	年会費
2	2300
3	2800
4	3300
5	3800
6	4300
7	4800
8	5300
9	5800
10名以上	6300

- 注：①会員は一分科会のみに参加するものとする。
②登録会員については、当地駐在員を原則とするが、各会員企業の実態に合わせて登録いただく。
③複数社を兼務する登録会員についてはいずれかの登録を主とし、会費は重複して徴収しない。

2. 個人会費 300元
3. 賛助会費 1800元
4. 会費は上記に該当する金額を所定の納入用紙に記入の上、原則として毎年3月から4月末迄の納入期間内に事務局へ納入すること、10月1日以降の入会については、所定年会費の半額を入会時に納入する。
5. 予測できなく発生した義援金や寄付金の要請に対し、役員の三分の二以上の決議により、必要に応じて、臨時会費または特別会費を徴収することができる。(上限額20万円)
6. 支途については総会に報告しなければならない。